

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第11号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	令和4年人事委員会勧告に伴う常勤職員の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の基本報酬について所要の改正を行うものである。
議案 (報告) の 概要又は要旨	1. 改正の内容 講師の基本報酬の額を2,870円から2,890円に引き上げるもの 2. 施行期日 令和5年4月1日から施行する。
備 考	
議決後必要と なる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会 (定例会・臨時会) に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他 ()

議案第11号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則について、次のとおり改正する。

令和5年3月27日
堺市教育委員会
教育長 栗井明彦

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「2,870円」を「2,890円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 1・2 （略）</p> <p>3 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第1項第8号に掲げる者 <u>2,870円</u></p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 1・2 （略）</p> <p>3 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第1項第8号に掲げる者 <u>2,890円</u></p>